

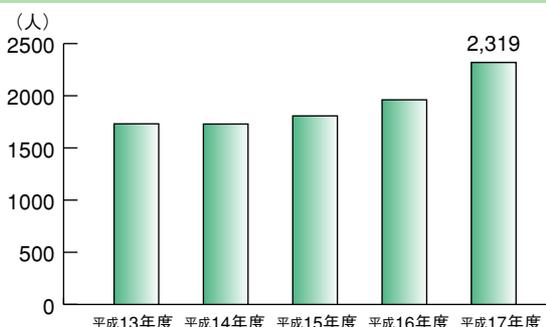
❖ 就職だけじゃない 大学への編入学

専門学校の修了者には、大学へ編入学する道も開かれています。
次の2つの要件を満たしている者は、大学に編入学することが可能となっています。

- ① 修業年限が2年以上で、総授業時数が1,700時間以上の専門学校の修了者
- ② 高等学校卒業や大学入学資格検定合格者など、大学入学資格を有する者

ただし、編入学できる年次や認定される単位数など、編入学に関することは各大学で定めています。事前に、希望する大学の入試課へ問い合わせ、編入学に必要な手続きや書類等について調べておく必要があります。

<専門学校からの大学編入学者数>



◆「学位」の取得も可能

大学編入学が認められた専門学校の修了者は、大学の単位を科目等履修生などによって取得した場合、大学評価・学位授与機構の審査を受けて「学位」の取得もできるようになっています。

◆公的資格の受験について

大学編入学の要件を満たす専門学校の卒業生は、社会保険労務士、税理士の受験資格が認められています。

❖ 大学院への入学(平成17年制度改正)

平成17年9月、学校教育法施行規則が改正され、専門学校のうち、以下の4つの要件を満たしたもので、文部科学大臣が指定した学科の修了者は、大学卒業者と同様に大学院入学資格が得られることとなりました。

- ① 修業年限が4年以上
- ② 総授業時数が3,400時間以上
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

■ 大学への編入学・大学院への入学 ■

